







# ボイラー用タンク清掃

件名	ボイラー用タンク清掃					縮尺	—
図名	表紙						
作成日	令和7年3月12日					図面番号	1/3
所属	玖珠駐屯地業務隊						
業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイラー係長	施設管理主任	管財主任	工事企画係	
							

# 仕 様 書

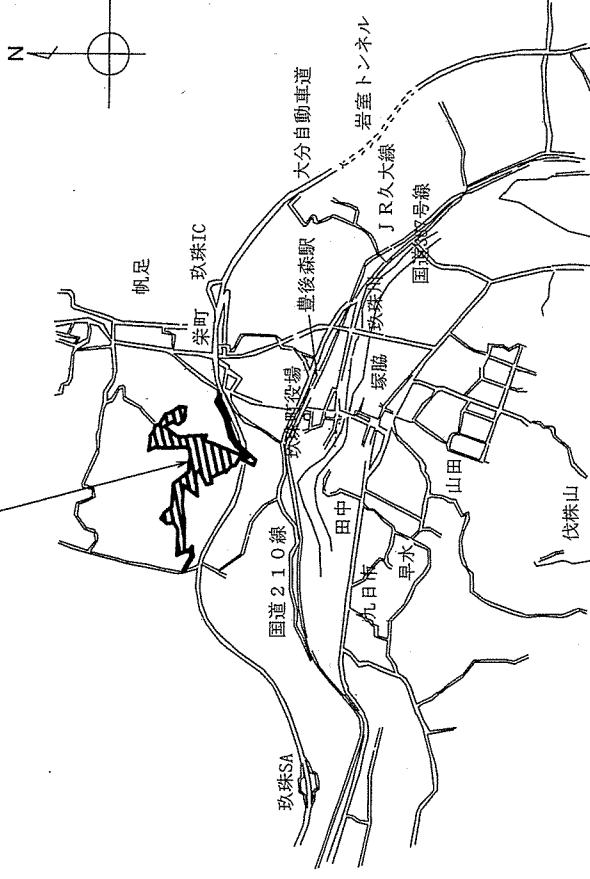
- 1 件 名 ボイラー用タンク清掃
- 2 場 所 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 陸上自衛隊玖珠駐屯地
- 3 概 要
- 4 駐屯地ボイラー用の燃料タンク内部の清掃  
一般事項

- (1) 本仕様書に明記なき事項といえども、技術上当然実施すべき事項は請負業者の負担において実施する。
- (2) 本清掃点検の清掃前、清掃中、清掃後及び係官の指示する場所を撮影し写真帳に整理し提出する。
- (3) 消防法に基づき作業等を実施し、特に危険防止、火災予防等には万全を期し、油漏れ流出等に留意する。油漏れ等生じた場合、請負業者の責任において早急に処置すること。
- (4) 清掃終了後、監督官立会のもと速やかに検査を実施する。
- (5) 本清掃中、工作物等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに復旧する。
- (6) 本役務の安全管理については、請負者において全て責任を持ち事故等が発生しないように万全を期すること。
- (7) 本役務で使用する電気及び水等の消耗品は、請負業者が準備すること。
- (8) その他細部事項は、監督官の指示によるものとする。
- (9) 本役務実施日は、事前に監督官と打合せすること。
- (10) 請負業者は、請負契約後すみやかに計画工程表1部を監督官へ提出するものとする。
- (11) 請負業者は、施工完了後すみやかに下記書類各1部を工期内に監督官へ提出するものとする。  
実施工程表、役務写真、産業廃棄物管理票（E票）の写し及びその他監督官が指示した書類。
- (12) 完了検査は、役務完了及びすべての書類提出をもって工期内に実施するものとする。

## 5 特記事項

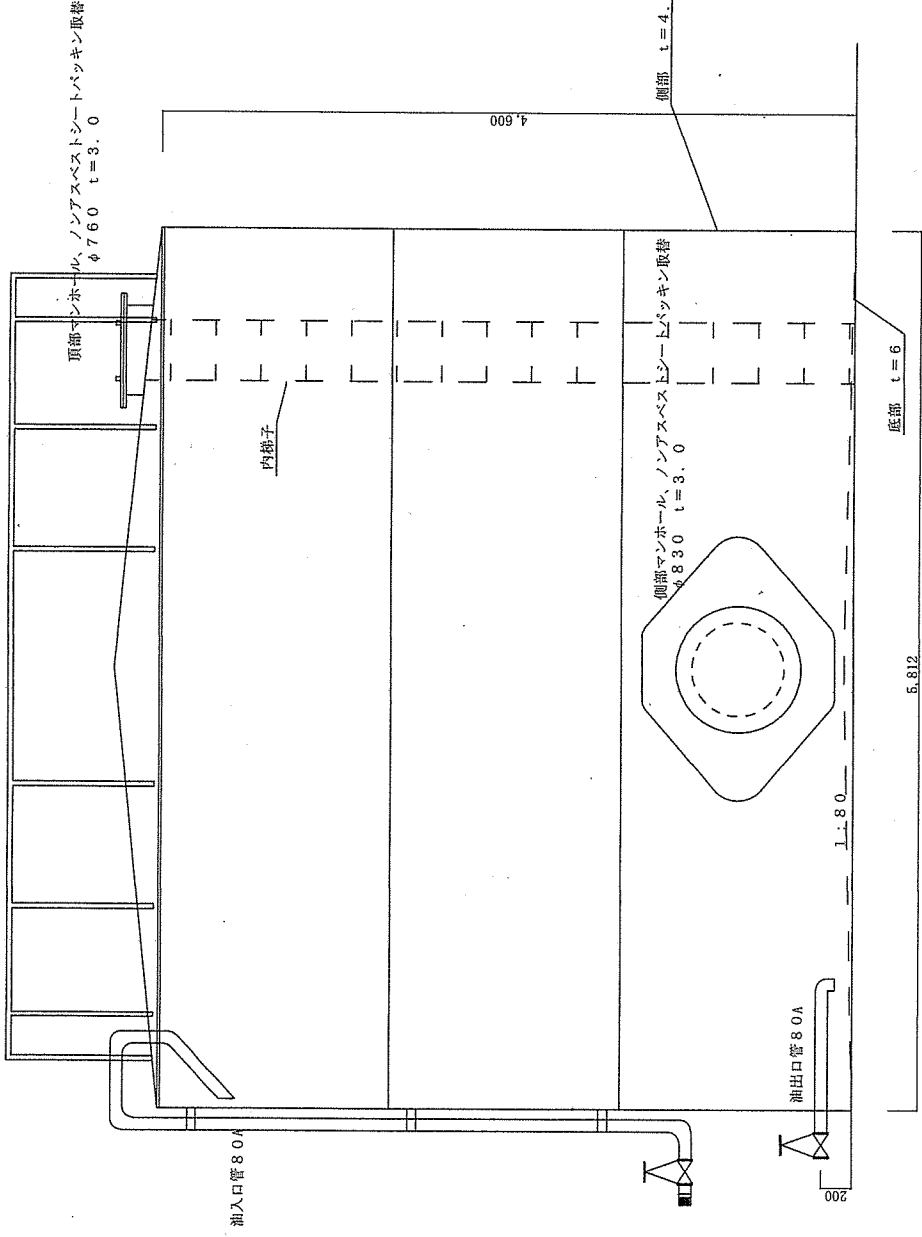
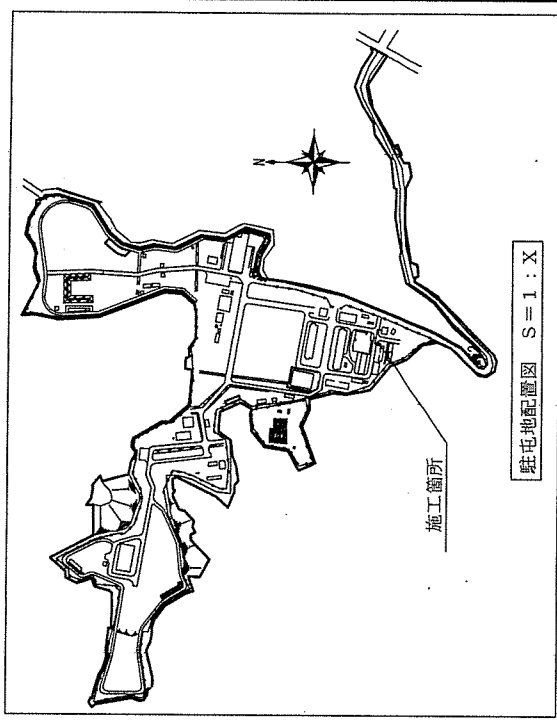
- (1) タンク仕様 地上式 100kl A重油1種2号×1基
- (2) 清掃着手前にタンク内部の使用可能な重油については、タンクローリー等に一時保管し、検査終了後にすべて元に戻す。
- (3) スラッジ、水分等は完全に除去し、洗浄油で内部を完全に洗浄清掃しウエス等で拭き取る。
- (4) スラッジ等抜き取り除去した廃棄物は、関係法規に基づき適切に処分すること。
- (5) タンク頂部、側部マンホールの耐油性シートパッキン各一枚を清掃終了後取り替える。
- (6) ボイラー運転中は一時保管したタンクローリー等によりサービスタンクへ給油する。
- (7) 抜取る燃料については、33kl(使用可能重油28kl、スラッジ5kl)程度で計画する。
- (8) 清掃時期は8月から11月で計画する。

陸上自衛隊玖珠駐屯地



案内図 S=1:X

件名	ボイラー用タンク清掃	縮尺	図示
図名	仕様書・案内図	図面番号	2/3
作成日	令和7年3月12日		
所属	玖珠駐屯地業務隊		



件名	ボイラー用タンク清掃	縮尺	図示
図名	駐屯地配置図・タンク立面図	図面番号	3 / 3
作成日	令和7年3月12日		
所属	玖珠駐屯業務隊		

タンク立面図 S=1:50